

株式会社ダイセック 一般事業主行動計画  
【女性活躍推進法・次世代育成支援法 一体型】

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年 4月 1日～ 2024年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標：完全テレワーク勤務対象者 3割  
テレワークによる就労環境/制度を整える事で、育児・介護・定年延長など、さまざまなライフステージに合わせた就労が可能な環境を整える。

<対策1：テレワーク制度の制定>

- 2021年 4月～ テレワークを考慮した通勤手当の改訂
- 2021年 5月～ コロナによる緊急事態宣言に備え、臨時テレワーク手当を支給し自宅環境の整備を奨励（暫定6か月間）
- 2021年 7月～ テレワークに関する諸問題点のヒアリング
- 2021年 10月～ テレワーク規定の整備（就労・セキュリティなど）
- 2022年 4月～ テレワーク勤務に対応した人材育成モデル作成
- 2023年 4月～ テレワーク勤務対象者の要件確定ならびに運用開始  
～2024年 3月までに、3割を目指す。

テレワーク勤務対象者とは？

就労場所に制限を設けず、時短/フレックス勤務など、自己裁量により柔軟な勤務を行う。